

【介護保険事業】

第1節 サービスの円滑化に向けた方策

1 利用料の軽減措置

国の利用料等の軽減制度に加え、本市独自の施策による低所得者等に対する利用料軽減については、引き続き実施し、サービス利用の促進を図ります。

(1) 居住費・食費の補足的給付(特定入所者介護サービス費)

居住費・食費については、所得の低い第1段階から第3段階までの方に対し、下表に示すように負担限度額を設けて、低所得の方の負担軽減を図っています。

その上で、国が定めた基準費用額と負担限度額の差額について、補足的な給付として、介護保険により給付しています。

《自己負担限度額》

(1日あたり)

利用負担額		居住費				食費	
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型個室	多床室	施設 入所	ショート ステイ
第1段階	・本人・世帯全員が住民税非課税で、年齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	特別養護老人ホーム、ショートステイは320円 介護老人保健施設490円	0円	300円	300円
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	特別養護老人ホーム、ショートステイは420円 介護老人保健施設490円	370円	390円	600円
第3段階(1)	本人・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	特別養護老人ホーム、ショートステイは820円 介護老人保健施設1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階(2)	本人・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方					1,360円	1,300円

《基準費用額》

(1日あたり)

利用負担額		居住費				食費	
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型個室	多床室	施設 入所	ショート ステイ
標準額	一般世帯	2,006 円	1,668 円	特別養護老人ホーム、 ショートステイは 1,171 円 介護老人保健施設 1,668 円	855 円 (特養等) 377 円 (老健等)	1,445 円	

※制度改正により、変更になる場合があります。

(2) 高額介護サービス費

介護保険によるサービス利用者に対して、一定の利用者負担限度額を設けており、その金額を超えて支払った負担額を払い戻す制度です。

対 象 者	介護サービスの利用者負担限度額 (月 額)
現役並み所得のある方	44,400 円
一般世帯の方※	44,400 円
市町村民税非課税世帯の方	24,600 円
市町村民税非課税世帯のうち、所得額＋ 年金収入額が 80 万円以下の方	15,000 円
生活保護受給者、市町村民税非課税世帯 の老齢福祉年金受給者	15,000 円

※制度改正により、変更になる場合があります。

(3) 訪問介護利用者負担軽減措置事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、所得が低く、定率負担額が 0 円となっている方で、65 歳到達以前から障害者施策のホームヘルプサービスを利用していた方、及び 40 歳から 64 歳までの方で要支援・要介護の認定を受けている方を対象として、利用者負担額を全額免除しています。

（４）社会福祉法人等利用者負担減額事業

国の制度は、低所得者で特に生活が困難な方を対象にしていますが、本市では市町村民税非課税世帯で前年の所得がない方を対象として、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、施設入所の各サービス等を利用した場合に、利用者負担額を２分の１に減額しています。

ただし、この制度は、減額を実施する旨を申し出た社会福祉法人のみが対象となります。

（５）介護サービス特別事業（市独自事業）

要介護４、５の方を対象として、介護保険の居宅介護サービスにおける利用限度額を超えた部分について、要介護度４の方にはサービス費用額３万円を限度として超過額の８割、要介護度５の方にはサービス費用額５万円を限度として超過額の８割を支給しています。

（６）居宅介護サービス利用者負担額助成事業（市独自事業）

市町村民税世帯非課税で前年の所得がない方を対象として、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護を除く居宅介護サービスについて、利用者負担額の２分の１を助成しています。

２ サービスの質の向上に関する事業

（１）介護相談員派遣事業

特別養護老人ホームやグループホームなどを介護相談員が訪問し、入居者の相談に応じることにより、疑問や不満、不安などの解消を図るとともに、身体拘束の有無の確認など施設における介護サービスの質の向上を促進します。

（２）介護サービス評価事業

グループホームに関しては、既に第三者評価制度が導入されており、着実に実施されています。

また、その他のサービスに関しても、順次、介護サービス評価事業の導入促進を図ります。

（３）事業者情報の公開

介護保険は、サービスの質の向上を図る観点からも、利用者が自らサービスを選択し、利用することが望ましいとされています。

こうしたことから、平成１８年度からは事業者の情報を公開する制度が始まったことを受けて、本市においても、事業者情報の登録・公開について各事業者への周知に努めています。

3 事業者への指導・監督の強化

平成 18 年度から、事業者への指導・監督の強化のため、保険者に対して、事業者への立入権限が付与されました。

また、介護保険サービスの中で、地域密着型介護サービスについては、保険者（市町村）が指定権限や指導・監督権限を有することから、事業者への指導・監督を行っています。

今後も、事業者への指導・監督を行い、適正な介護サービス供給体制の維持に努めます。

第2節 要介護状態を予防するための目標設定

高齢化の進展に伴い、介護保険サービスを必要とする方が増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。このまま推移していくと、令和 7 年 4 月 1 日における要支援・介護認定者数の見込みは、令和 5 年 4 月 1 日現在に比べて 8 % 以上増加し、7,897 人に増加が見込まれます。

市では、サービスを必要とする方に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、一般高齢者が要介護者等にならない取り組みや、重度化を防止する取り組みを重点的に行います。

それらの取り組みの達成状況を、毎年度評価するとともに、最終的な成果指標を掲げ、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができることを目指します。

（1）各段階における取り組み

①一般高齢者の予防の取り組み

一般高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域で参加できる機会を増やしていくことが重要であり介護予防につながります。

また、出来る限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつなげていくことも重要となっています。

一般介護予防事業である介護予防把握事業により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする高齢者について、アウトリーチ活動（積極的な訪問支援）を通じて把握し、介護予防活動に繋がります。フレイル予防啓発講座や、シルバーリハビリ体操教室及び指導士養成、生きがい対応型デイサービス等の充実を支援し、高齢者の活動や交流の場の確保に努めます。また、リハビリテーション専門職を交え定期的に事業の評価を実施し、個人の能力に応じた自立した日常生活の維持・継続を図る支援策を検討していきます。

さらに、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、各地域において、住みやすくするための取り組みを協議する協議体を設置し、その地域に適した、多様な主体による重層的な生活支援サービス等を発掘・開発する事業を推進していきます。

[評価指標]

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	開催回数	参加者延人数	開催回数	参加者延人数	開催回数	参加者延人数
介護予防把握事業	220 件		230 件		240 件	
フレイル予防啓発講座	28 回	720 人	32 回	765 人	36 回	810 人
生きがい対応型デイサービス事業	49,390 人		53,180 人		56,970 人	
介護予防応援隊事業	60 回	1,140 人	65 回	1,300 人	70 回	1,470 人
シルバーリハビリ教室開催	13,600 人		14,600 人		15,600 人	
シルバーリハビリ指導士養成	16 人		16 人		16 人	
介護予防評価会議	3 回		3 回		3 回	
協議体の開催数	51 回		51 回		51 回	

②要支援・要介護認定者の重度化防止

要介護認定者等については、介護保険サービスの提供を適切かつ充実させることにより、重度化の防止に取り組みます。いつまでも在宅で生活できるよう、適切なサービスに繋げることにより、要介護認定者等の重度化の防止に努めます。

また、在宅療養者の生活の場で医療と介護が一体的に提供されるよう、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識し、多職種協働の研修会の開催等に取り組みます。

認知症対策については、国の「認知症施策推進大綱」及び「認知症基本法」等を踏まえ、認知症施策の総合的な推進を図ります。特に、認知症の疑いのある方、初期段階の方を把握し、認知症初期集中支援チームの活動を活発に行うことによって、認知症の重度化防止に努めます。

[評価指標]

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携拠点事業の多職種協働研修会の参加者数	188 人	196 人	212 人
認知症初期集中支援チームの対応件数	30 件	30 件	30 件

（２）最終的な目標（成果指標）

一般高齢者が適切な介護予防サービスを利用することによって、要介護状態にならないことが重要であり、本市では、65 歳以上の要支援・要介護認定率、新規の要介護認定者数の現状維持を目標に、各事業の充実を図ります。

また、適正な介護保険サービスの利用を促すことによって、要介護認定者の重度化を防止するため、在宅サービスの利用率の増加を目標に適切な介護保険サービスの提供に努めます。

区 分	現状値		最終目標
65 歳以上 要支援・要介護認定率	17.3% (令和 5 年)		19.0%以下 (令和 8 年推計値以下)
新規の要支援・要介護 認定者数	2,075 人 (令和 4 年度)		2,671 人以下 (令和 8 年度推計値以下)
在宅サービス利用者の 割合	76.8% (6 月実績)		79% (在宅割合の増加)

（３）設定値の評価

前述した各取り組み及び最終目標については、毎年度評価を行い、以下の観点で自己評価を行います。

- ①達成できなかった（あるいは達成できた）理由や原因に関すること。
- ②目標の達成状況に影響していると考えられる他の取り組みや状況に関すること。
- ③取り組みで目指している課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- ④新たに見つかった課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- ⑤「取り組みと最終目標」の修正の必要性や改善に関すること。

上記の評価を毎年度行い、関係者で共有することにより、市全体を挙げて予防事業等に取り組み、令和 8 年度に最終評価を行い、第 9 期期間の取り組みについて検証し、今後の高齢者保健福祉事業・介護保険事業に生かしていきます。

なお、評価については「土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」に諮るとともに、県に報告します。

第3節 介護給付適正化の取り組み

介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要なとするサービスを、介護サービス事業者がルールに従って、適切に提供するように促すことが重要です。

そのため、保険者である市の積極的な取組を推進するとともに、介護サービス事業者による事業の適正運営を促進します。

具体的には、国が示した「介護給付適正化計画」に関する指針をもとに茨城県が策定した「第5期茨城県介護給付適正化プログラム」も参酌しながら、3つの重要事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検及び福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検）の実施を中心とした取組を継続し、介護給付の適正化に努めます。

[具体的な事業]

① 要介護認定の適正化

認定調査員が行った要介護認定に係る認定調査の認定調査票を点検し、「認定調査票の記入の手引き」の定義等に基づいて適正に選択されているか確認を行います。

② ケアプランの点検・住宅改修等の点検及び福祉用具購入・貸与調査

ケアマネジャーが作成したケアプランの内容を点検し、ケアマネジメントが適正かつ効果的に行われているか評価及び指導を行います。

また、住宅改修費支給申請書及び福祉用具購入費支給申請書を審査し、その中で支給の必要性に疑義のあるものについて、事業者及び利用者に対し、電話又は実地により確認を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

茨城県国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を行います。